

# さいたま市物品納入等入札等執行事務処理要領

## (趣旨)

**第1条** この要領は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。）第46条の規定に基づいて、市が発注する物品の製造の請負、買入れ、修理又は売払い（以下「物品納入等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札並びに見積徴取（ただし、特定調達契約に係る競争入札を除く。以下「入札等」という。）の執行をするための必要な事項を定め、入札等の厳正かつ公正な執行を図るものとする。

## (参加資格の有無の確認等)

**第2条** 一般競争入札に参加を希望する者は、参加資格の有無並びに入札保証金及び契約保証金の取扱を確認するため、公告で定める所定の期限までに、競争入札参加申込兼資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。また、参加資格の有無の確認に必要な資料を添付しなければならない。

2 市長は、一般競争入札に参加を希望する者が明らかに参加資格がないと認めるときは、確認申請書を受理しないことができる。

3 市長は、確認申請書による審査の結果を一般競争入札に参加を希望する者へ通知するものとする。

## (参加資格の有無の再確認)

**第3条** 前条の審査において、資格がないと認められた者は、市長に対し、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。この場合、参加資格の有無の再確認の審査が終了するまでは、当該一般競争入札は執行することができない。

## (参加資格の喪失)

**第4条** 第2条第3項の規定により、参加資格がある旨の通知を受けた者が、次のいずれかに該当することとなったときは、対象とする物品納入等に係る一般競争入札に参加することができない。

- (1) 参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 確認申請書において虚偽の記載をしたとき

## (執行方法等の決定)

**第5条** 物品納入等に係る契約方法及び指名業者等の選定その他必要な事項については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。

- (1) 執行予定額が30万円未満（ただし、物品の修理については、100万円未満）の物品納入等  
→ 物品納入等の予算を所管する課所等の長（以下「所管課長」という。）
- (2) 執行予定額が30万円以上500万円未満（ただし、物品の修理については、100万円以上500万円未満）の物品納入等  
→ 調達課長又は教育総務課長（教育委員会事務局所管のもの）が決定する。
- (3) 執行予定額が500万円以上の物品納入等  
→ さいたま市物品納入等業者選定委員会の審議を経て、財政局長が決定する。

## (入札説明会)

**第5条の2** 入札説明会は、原則、行わないものとする。ただし、調達課長、教育総務課長及び所管課長（以下「調達課長等」という。）は、入札説明会の開催について必要があると認められるときは、開催することができるものとする。

**（見積期間）**

**第6条** 執行予定額が次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める見積期間を考慮のうえ、決定するものとする。ただし、急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

- (1) 160万円未満 3日以上
- (2) 160万円以上500万円未満 5日以上
- (3) 500万円以上 7日以上

**（入札等の通知）**

**第7条** 入札等の日時及び場所等が決定したときは、調達課長等は、被指名人等に対し入札通知書又は見積依頼書により通知するものとする。ただし、急を要する場合は、これを省略することができる。

**（予定価格の決定）**

**第8条** 予定価格の決定は、当該物品納入等の予算を所管する部の長（以下、「予算所管部長」という。）が行う。

- 2 予算所管部長は、入札執行前に、予定価格を予定価格書に記入押印し、封書に入れ、封印するものとする。
- 3 予定価格は、執行予定額が、物品の製造の請負及び修理は250万円未満並びに物品の買入れは160万円未満の場合は、執行予定額をもって予定価格とすることができる。

**（入札執行者）**

**第9条** 入札の執行は、当該物品納入等の入札の事務を所掌する課（所）長又は課（所）長が指名した者が行うものとする。

**（入札執行立会人）**

**第10条** 入札の執行立会人は、当該物品納入等の契約事務に関係しない主査以上の職員をもって充てる。

**（入札の場所）**

**第11条** 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるよう、入札場所を選定しなければならない。

**（入札の準備）**

**第12条** 入札執行者は、入札場所に予定価格書及びくじ等を準備しなければならない。

**（入札の執行）**

**第13条** 入札執行者は、公告又は通知した時刻になったとき、入札参加者を順次入室させ、入札の開始を宣言し、当該物品納入等の所管課名、件名及び入札参加者の確認を行うものとする。

- 2 前項の確認後の入札参加は、認めないものとする。
- 3 入札参加者は、原則として、1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。
- 4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして入札箱に投入させなければならない。
- 5 指名競争入札の場合においては、入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない

ものとする。

#### (代理人による入札)

**第14条** 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状を提出させ、代理人であることを確認しなければならない。

#### (郵便による入札書の提出)

**第14条の2** 入札参加者は、前2条の規定にかかわらず、郵便により入札書を提出できるものとする。

2 郵便による入札書の提出の締切りは、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に定める市の休日にあたる日を除き、当該入札期日の前日とする。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

#### (入札の辞退)

**第15条** 入札執行者は、指名された本人又は代理人より入札を辞退する旨の申し出があった場合、入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参させ、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させるものとする。

#### (入札書の書換等の禁止)

**第16条** 入札執行者は、入札参加者がいったん提出した入札書の書き換え、又は撤回をさせてはならない。

#### (入札の延期等)

**第17条** 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札執行者は、天変地異その他の理由により入札を執行することが困難であると認められるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

#### (入札の無効)

**第18条** 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項（金額を除く。）を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札

- (12) 公告又は入札通知書等において定めた提出書類を提出しない者がした入札、又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (13) 金額を訂正した入札書による入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

#### (入札保証金)

**第19条** 入札に参加しようとする者は、契約規則で定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、公告又は指名通知書の定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

- 2 入札保証金の還付は、入札後、入札参加者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

#### (開札)

**第20条** 開札は、入札の場所において、入札書の提出後直ちに入札参加者を立ち合わせて行うものとする。

- 2 開札は、入札執行者が入札書の内容を確認した後、入札参加者の商号又は氏名及び入札金額を発表するものとする。
- 3 入札執行立会人は、入札執行者が発表した入札書を確認するものとする。
- 4 入札執行者は、開札後直ちに予定価格書を開封し、入札執行立会人とともに落札の有無を確認しなければならない。

#### (再度入札)

**第21条** 入札執行者は、入札書のうち予定価格以下の価格の入札が無い場合は、入札参加者に対し予定価格に達していない旨の宣言をし、直ちに再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札は、1回限りとする。

#### (くじによる落札者の決定)

**第22条** 入札執行者は、入札の結果、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

- 2 前項のくじ引きにあたり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 前2項により落札者を決定したときは、その入札書に、くじを引いた結果落札した旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。

#### (入札等結果の記録)

**第23条** 入札執行者は、当該物品納入等の入札等に係る結果表を作成しなければならない。ただし、物品納入等の執行予定額が30万円未満のものは除くものとする。

#### (入札の不調)

**第24条** 入札執行者は、再度入札によっても落札者がいないときは、入札の不調を宣言し、当該入札を打ち切るものとする。

#### (落札者の決定)

**第25条** 入札執行者は、入札の結果、落札者となるべき者があったときは、直ちにその者の商号又は氏名及び落札金額を発表し、落札決定の旨を宣言するものとする。

**(落札結果の通知)**

**第26条** 入札執行者は、落札者を決定した場合は、すみやかに落札者に契約通知書により通知するものとする。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その効力を失うものとする。

**(見積書の徴取)**

**第27条** 見積書の徴取は、原則として、調達課長等が、あらかじめ提出期限、提出場所その他必要な事項を定め、郵送又は電子メールにより行うものとする。ただし、調達課長等が認めた場合は、見積書を持参により提出することができる。

**(見積合せの執行)**

**第28条** 見積合わせの執行は、調達課長、教育総務課長又は所管課長が指定した者が、見積書の提出期限後に行うものとする。ただし、すべての見積参加業者から見積書が提出された場合には、提出期限にかかわらず見積合せを執行することができる。

**(入札執行の準用)**

**第29条** 第15条から第18条までの規定は、見積執行の場合に準用する。ただし、調達課長等が見積依頼書等において別に定めた場合は、この限りでない。なお、当該規定を準用する場合において、「入札執行者」とあるのは、「調達課長等」と読み替えるものとする。

**(契約の締結)**

**第30条** 契約の締結は、第26条第1項の通知が契約の相手方に到着した日から7日以内に行うものとする。

**(契約書作成の省略)**

**第31条** 契約の内容が軽易なものについては、次の各号に掲げる区分に従い、契約書の作成を省略し、受注者から請書その他これに準ずる書類を提出させることができる。この場合において、市長は受注者に注文書を送付しなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りではない。

- (1) 30万円以上80万円未満 物品の買入れ
- (2) 30万円以上130万円未満 物品の製造の請負、修理及び売払い
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る時。

**(契約保証金)**

**第32条** 落札者は、契約規則の定めるところにより、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、第26条の規定による契約通知書等の定めるところにより契約保証金を免除される者については、この限りでない。

- 2 契約保証金は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。（入札保証金を納付したときは、その差額とする。）
- 3 契約保証金は、当該物品納入等の契約履行確認検査合格後、契約者から請求書の提出を受けるこ

とにより、還付する。ただし、受注者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

**(契約内容の変更)**

**第33条** 物品納入等の予算を所管する課(所)長は、必要がある場合は、変更協議依頼書により、受注者と協議の上、承認を得ることを条件に、納入期限等を変更することができる。

**(契約の変更)**

**第34条** 前条の規定により、納入期限等を変更しようとするときは、物品納入等の予算を所管する課(所)からの依頼の基づき、変更契約書又は変更請書その他これに準ずる書類により契約を締結するものとする。

**(その他)**

**第35条** この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

**附 則**

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この要領の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。